

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年1月25日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | ニプロ株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 大阪市北区本庄西三丁目9番3号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市北区本庄西三丁目9番3号 |
| 【電話番号】 | 大阪06(6372)2331(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役企画管理部長 箕浦 公人 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | ニプロ株式会社 (大阪市北区本庄西三丁目9番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ニプロ株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社グッドマンを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社グッドマン

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) A種優先株式
- (3) 新株予約権

平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成17年11月25日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（イ）」といいます。）

平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成18年1月6日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ロ）」といいます。）

平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成18年4月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ハ）」といいます。）

平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成18年4月27日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ニ）」といい、「新株予約権（イ）」、「新株予約権（ロ）」、「新株予約権（ハ）」及び「新株予約権（ニ）」を総称して「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年1月24日の当社取締役会決議において、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が本書提出日現在所有する対象者普通株式4,008,000株（対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数（11,042,926株）に対する所有割合：36.29%（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。））及び対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式、A種優先株式（但し、対象者が平成25年1月24日開催の対象者取締役会で決議した現金対価の取得条項（強制償還）（以下「強制償還」といいます。）により平成25年2月8日に対象者に取得及び消却される予定の669,000株を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の連結子会社とするとともに、対象者の株主を当社及び伊藤忠商事のみとする対象者の非公開化を行うための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。当社は、大株主（注1）以外の対象者の株主の皆様のご意思を尊重するため、本公開買付けにより取得する株式数が下記（注2）に定義する非公開化手続移行基準を満たした場合は、後記「（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する対象者の非公開化手続（以下「本非公開化手続」といいます。）を実施することを企図しております。

当社は、本公開買付け実施にあたり平成25年1月24日付で、伊藤忠商事との間で、伊藤忠商事がその所有する対象者普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）を本公開買付けに応募せず、後記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」の「伊藤忠商事との本株主間協定書」記載の条件で本取引後も対象者普通株式を保有する旨の株主間協定書（以下「本株主間協定書」といいます。）を締結しております。

また、当社は、対象者取締役であり第二位株主である山本明氏（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）（以下「山本氏」といいます。）との間で、山本氏が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付け応募契約（以下「山本氏応募契約」といいます。）を平成25年1月24日付で締結しております。

なお、対象者は、本書提出日現在A種優先株式（763,000株）を発行しておりますが、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、強制償還により平成25年2月8日を効力発生日としてその一部（669,000株）を取得及び消却する旨の決議をしたとのことです。当社は、当該A種優先株式の全てを所有する株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）との間で、後記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」の「日本政策投資銀行との間のDBJ応募契約」記載のとおり、その所有するA種優先株式（763,000株）のうち669,000株を対象者が強制償還すること等を条件に、残りの94,000株（注3）を本公開買付けに応募することに合意する旨の公開買付け応募契約（以下「DBJ応募契約」といいます。）を平成25年1月24日付で締結しております（これら契約の概要については、後記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

本公開買付けにおいては、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）及び対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式、A種優先株式（但し、強制償還により平成25年2月8日に対象者に取得及び消却される予定の669,000株を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的としていることから、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数において買付予定数の上限の設定はしておりません。一方、実際に応募された株券等の数にかかわらず対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却機会を提供するため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数において買付予定数の下限の設定はしておりません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注1) ここでの大株主とは、すでに当社との間でその所有する対象者普通株式(所有株式数:4,008,000株、所有割合:36.29%)を本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事、及びその所有する対象者普通株式の全て(所有株式数:2,425,860株、所有割合:21.97%)を本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者取締役であり第二位株主である山本氏を指しています。

(注2) 当社は、以下の基準を全て満たした場合を「非公開化手続移行基準」として設定しております。

山本氏の所有する対象者普通株式全てにつき、本公開買付けへの応募があったこと。

日本政策投資銀行の所有する対象者A種優先株式のうち、94,000株につき本公開買付けへの応募があり、669,000株につき対象者により強制償還されたこと。

上記 及び 記載の応募に加え、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数(11,042,926株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(160,500株)、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(4,008,000株)及び山本氏が所有する対象者普通株式(2,425,860株)を控除した株式数(4,448,566株)の過半数(2,224,300株、単元(100株)未滿を切り上げ、以下「基準株式数」といいます。)の応募があったこと。

上記 の基準株式数は、すでに当社との間でその所有する対象者普通株式(所有株式数:4,008,000株、所有割合:36.29%)を本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事及びその所有する対象者普通株式の全て(所有株式数:2,425,860株、所有割合:21.97%)を本公開買付けに応募する旨の合意をしている山本氏以外の対象者の株主の皆様のご意思を尊重する観点から、設定しております。なお、当該基準株式数(2,224,300株)に、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(4,008,000株)及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている山本氏が所有する対象者普通株式(2,425,860株)を合計した株式数(8,658,160株、所有割合:78.40%)に係る議決権の数(86,581個)が、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数(108,806個)に占める割合は79.57%(小数点以下第三位四捨五入。)です。

(注3) 本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合、普通株式2,023,820株に相当します。

対象者が平成25年1月24日付公表した「ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明についてのお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、後記「（5）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、対象者が当社のグループ会社となり当社との堅固な協業体制を構築することで、今後の対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、対象者として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付けにおける普通株式1株に対する買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は対象者の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格となるよう設定されていることから、A種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがある山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、対象者の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が1個当たり1円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者は上記決議に先立ち、平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、対象者が発行するA種優先株式（763,000株）の一部（669,000株）を強制償還により平成25年2月8日を効力発生日として取得及び消却する旨の決議をしたとのことです。当該取得価額の総額は2,691,097千円（注4）であり、当該取得により本公開買付けにおける買付け等の期間（延長した場合を含みます。以下「公開買付け期間」といいます。）中である平成25年2月8日に、対象者が発行するA種優先株式の総数は94,000株になる予定です。

また、対象者は平成25年1月24日付で「平成25年3月期（第38期）配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の配当を行わないことを決議したとのことです。

（注4）平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」によりますと、強制償還により取得するA種優先株式（669,000株）の取得価額の総額は2,691,097千円です。本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合、A種優先株式669,000株は普通株式14,403,570株に相当しますので、普通株式1株当たり186円に相当します。このように強制償還による普通株式1株当たりの価格（186円）は、本公開買付け価格（337円）を下回っております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和29年の設立以来、「技術革新」をコンセプトとし、事業活動を通して社会に貢献したいとする経営理念のもと、つねに患者様のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）や医療現場の課題・ニーズに沿った独創的な製品でお応えする技術の追求を成長の糧としてまいりました。今日では、人工透析（人工腎臓）関連をはじめとする当社の医療機器は、その技術力と品質への信頼から国内外で広く使用されています。現在、医療機器事業においては人工透析関連、一般ディスプレイ製品に次いで循環器関連の医療機器を第3の柱として育成する方針であり、現在、ドイツのB. Braun AG社の開発した薬剤溶出型バルーンカテーテル「SeQuent Please」の国内導入に向けて準備を進めているほか、平成24年6月には米国Infraredx社の血管内画像診断システムについても日本国内での独占販売権を取得し、同製品についても国内での製造販売承認取得のための手続を開始する予定です。これらの他にも、当社では循環器系診断・治療関連製品の品揃えと新たな治療コンセプトの提示を目指した製品開発を進めており、平成32（2020）年には本分野の製品で200億円以上の事業規模に成長すると期待しております。

一方、対象者は、1970年代に最先端医療技術として登場したインターベンショナル・カーディオロジー（心臓循環器系疾患の診断及び治療）分野の将来性にいち早く着目し、同分野に必要なカテーテル等の治療用具と診断機器の国内への開発・導入を行い、また、国内初の心機能画像解析ソフトウェアの開発を行ってきました。特にカテーテル製品に関しては、国内の販売を通して蓄積した経験・知識・ノウハウをもとに日本独自のニーズに応えた製品の開発・導入を行い、国内では有力ブランドを確立しております。医療現場においては、低侵襲性治療が選好される中で、より複雑、高度な病変の治療に対応した製品へのニーズが高まってきており、こうした環境の変化に対応するべく、対象者は平成24年3月期において石灰化した閉塞病変の治療に使用される冠動脈狭窄部貫通用カテーテルの新規改良品「Mogul」、急性心筋梗塞の治療に使用される血栓吸引カテーテルの新規改良品「Rebirth」を発売し、様々な症例に対応できる製品の拡充を進めております。また、平成20年9月には伊藤忠商事との資本・業務提携を締結したうえで、同年10月に第三者割当増資を実施したことで伊藤忠商事の関連会社となり、国内外の販売ネットワークを強化することによる業績の拡大及び伊藤忠商事の様々なノウハウを活用した事業の効率化にも取り組んできました。平成21年2月には伊藤忠商事、伊藤忠商事のグループ企業であるセンチュリーメディカル株式会社とともに、株式会社日本エム・ディ・エムと包括業務提携を締結し、営業、開発、海外展開等において相互のノウハウ、ネットワークの活用にも合意した他、平成22年3月には伊藤忠商事とともに、中国医療機器メーカー、天健医療科技（蘇州）有限公司との間で、PTCAバルーンカテーテル及びDESの販売及び技術供与に関する資本業務提携を締結し、中国市場に参入するとともに、現地企業との協力関係も強めつつ共同開発、技術協力関係の強化、発展に取り組んでおります。

しかし、当社及び対象者を取り巻く事業環境は劇的な変化を続けております。社会の高齢化に伴う医療保険財政負担を見直す流れの中で、医療機器の公定価格である特定保険医療材料の償還価格が隔年で引き下げが行われるなどの国民医療費抑制策がとられており、メーカーとしても経営の効率化が必要となっております。また、医療技術が急速に高度化・進歩している中、医療現場の要望に応える商品価値の高い新製品をスピーディーに開発・発売し続けなければ生き残りもままならない状況です。

対象者は、平成20年9月に伊藤忠商事との間で資本・業務提携契約を締結するなど、伊藤忠商事の経営資源を活用した事業強化を進めてきましたが、当社としても上記のように現在開発中の循環器関連製品の販売展開をするにあたっては一定の事業基盤拡充が必要であると各種検討を行っていたこともあり、平成24年7月頃から対象者の事業への当社の参画について伊藤忠商事と協議した結果、本件の検討を開始するに至りました。当社としては同領域において強力なブランド力を有する対象者とともに、開発、製造及び販売における両社の経営資源を統合的かつ効果的に活用することによって、両社の事業展開におけるシナジーを発揮でき、国内の循環器関連製品における地位を盤石なものにできると確信しております。対象者において機動的な経営判断を行い、こういった事業展開を推進するためには、当社と伊藤忠商事の傘下で対象者を非公開化することが最善であると考え、本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、対象者は、平成19年9月、日本政策投資銀行傘下のファンドであるDBJコーポレート投資事業組合に対してA種優先株式を発行し、その後、日本政策投資銀行がA種優先株式を承継するに至っております。当社と対象者は、対象者が当社のグループ会社になることに伴って日本政策投資銀行にエグジットの機会を与えることとし、その手法としてはA種優先株式の強制償還を基本としつつ、対象者の分配可能額及び資金調達力等に照らし、当社がA種優先株式の一部を本公開買付けで買い付けることにしました。

当社は、対象者と共同して新製品の営業推進を行うとともに、製品企画及び開発を進めてまいります。また、当社は医療機器事業において現在、世界41カ国に95販売拠点を有し、直近ではミャンマー、パキスタン、チリ、ボリビアにも販売拠点を新設する等、グローバル経営を積極的に推進していますが、対象者にとっても、当社グループ会社の一員となって、こうした当社グループのグローバルな営業網を生かして対象者の製品を海外市場に導出することや、現在当社が滋賀県に建設中の医療従事者向けトレーニング施設を活用して医療従事者が対象者とより密接な関係を構築すること等が、今後の事業展開において幅広いシナジーを得られるものと期待しています。

なお、対象者の事業においては、伊藤忠商事が有する国際的な情報ネットワーク、医療分野におけるノウハウ等を活用する等、同社からの支援を引き続き得ることを想定しており、この関係を維持する観点から、伊藤忠商事は本公開買付けに応募せず、後記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の本非公開化手続後も対象者の株主として残る予定です。

また、当社及び対象者がおかれている厳しい市場環境を勝ち抜くために、当社から対象者へ役員を派遣し経営の連携を推進するとともに、製造・営業拠点の統合及び一体的な事業展開の可能性について協議・検討を行っていく予定です。なお、伊藤忠商事との間の本株主間協定書において、本公開買付けが成立した場合、その直後に開催される対象者の株主総会終結時において対象者の取締役は5名とすること、並びに伊藤忠商事が対象者の非常勤取締役1名、当社が対象者の残りの取締役及び全ての監査役をそれぞれ指名できることとされており、また、本公開買付けに応募する山本氏は、本公開買付けが成立した場合、平成25年6月開催予定の対象者の定時株主総会の終結をもって対象者の取締役を退任する予定です。本公開買付けが成立した場合、伊藤忠商事からの出向は終了する予定ですが、当社は、対象者の従業員について、基本的に現行での運営を継続する方針です。

当社が本公開買付けにより取得することとなったA種優先株式(94,000株)について、対象者普通株式対価の取得請求権又は取得条項を行使しない場合には伊藤忠商事の所有割合(36.29%)に変更はありませんが、当社は、本公開買付けにより取得することとなったA種優先株式について、本公開買付け終了後、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(4,008,000株)の議決権比率が33%未満にならない範囲で、当該A種優先株式の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)を行使する可能性があります。また、本非公開化手続が実行された場合には、その後、伊藤忠商事の議決権比率が33%未満にならない範囲で、当社が対象者の募集株式の割当てを受ける可能性があります。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、非公開化手続移行基準を満たした場合、下記の方法により当社が対象者の発行済普通株式の全て(但し、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(所有株式数:4,008,000株、所有割合:36.29%)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しております。

当該手続の具体的な方法としては、本公開買付けが成立した後に、当社は、平成25年6月開催予定の対象者定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、(a)対象者において普通株式及びA種優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)対象者の当該株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別個の種類株式の対象者株式を交付することを付議議案とし上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株式及びA種種類株式の株主による各種株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを、対象者に要請する予定です。なお、当社及び伊藤忠商事は、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様には交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社及び伊藤忠商事以外を対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、（ ）上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの（ ）又は（ ）の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、当社は、非公開化手続移行基準を満たさない場合、本非公開化手続の実施を見合わせます。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合又は当社以外を対象者の株式若しくは新株予約権の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社及び伊藤忠商事以外を対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、この場合において当社以外を対象者の普通株主の皆様には交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

また、本非公開化手続に移行する場合、当社が本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ本新株予約権が行使されずに残存したときは、対象者は、本新株予約権の無償取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の推奨等、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を実施する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等
伊藤忠商事との間の本株主間協定書

当社は、本公開買付け実施に当たり平成25年1月24日付で、伊藤忠商事との間で、対象者の運営及び株式の保有に関して、本株主間協定書を締結しております。本株主間協定書において伊藤忠商事は、当社の書面による合意なく、その所有する対象者株式を当社以外の第三者に譲渡、担保設定その他の処分をしないこと、本非公開化手続が完了するまでの間、() 本非公開化手続の実現に重大な支障を及ぼし得る又は対象者の株式の価値に重大な悪影響を及ぼし得る対象者株式の議決権を行使しないこと、() 対象者株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権を行使しないことに合意しております。また、本公開買付けが成立した場合、その直後に開催される対象者の株主総会終結時において対象者の取締役は5名とすること、並びに伊藤忠商事が対象者の非常勤取締役1名、当社が対象者の残りの取締役及び全ての監査役をそれぞれ指名できることとされております。なお、伊藤忠商事は、本非公開化手続が完了した後、対象者の議決権保有割合につき33%以上を維持しますが、平成26年4月1日以降、その保有する対象者株式の全てを本公開買付価格と同額(全部取得条項付種類株式の取得に伴い異なる種類株式が交付された場合には、その際の交付の比率及びその後に行われる株式分割・株式併合等を踏まえて適切に調整を行う)(但し、その時点での当該対象者株式の公正価格がかかる金額を上回った場合には公正価格)で当社に売却できるとされています。なお、両社は、平成20年9月に対象者と伊藤忠商事が締結した資本・業務提携契約について対象者の同意を条件に終了させることに合意しています。

山本氏との間の山本氏応募契約

当社は、対象者取締役であり第二位株主である山本氏(所有株式数: 2,425,860株、所有割合: 21.97%)との間で、山本氏が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を平成25年1月24日付で締結しております。当該契約において、山本氏は、当社の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の対象者の株主である場合には、同日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について当社の意向に従う旨を合意しています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

日本政策投資銀行との間のDBJ応募契約

当社は、対象者が発行するA種優先株式の全てを所有する日本政策投資銀行との間で、DBJ応募契約を平成25年1月24日付で締結しております。当該契約において、日本政策投資銀行は、その所有するA種優先株式(763,000株)のうち94,000株を本公開買付けに応募し、残りの669,000株は対象者が強制償還することに合意しております。なお、DBJ応募契約においては、当社の表明及び保証が真実かつ正確であること、当社がDBJ応募契約上の義務を遵守していること(注5)、残りのA種優先株式につき強制償還されたこと、対象者が本公開買付けに賛同し応募に係るA種優先株式の譲渡を承認していること、及び社会通念上応募が不可能となる影響が判明していないことが、日本政策投資銀行が本公開買付けに応募する前提条件とされています。但し、当該前提条件が充足されない場合においても日本政策投資銀行がかかる前提条件の一部又は全部を放棄し、自らの判断にて応募することを妨げるものではありません。なお、本公開買付けに対抗する買付け提案があった場合は、両社是对応策を誠実に協議することに合意しておりますが、かかる協議を経ても合意に至らず、かつ本公開買付けへの応募が日本政策投資銀行の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するときは、日本政策投資銀行は応募義務を負いません。また、当該契約において、日本政策投資銀行は、上記前提条件等が満たされる限り、当社の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の対象者の株主である場合には、本公開買付けに応募しかつ本公開買付けが成立することを条件に、同日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について当社の意向に従う旨を合意しています。

(注5) 当社は、DBJ応募契約において、() 必要な社内手続の履践、DBJ応募契約の法的拘束力、強制執行可能性、() DBJ応募契約の締結・履行のために当社において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の手続履践、() DBJ応募契約の締結・履行が法令違反・契約の債務不履行事由等に当たらないこと、() 当社による本公開買付けの決済能力について、表明及び保証を行い、また、本公開買付けを実施する義務及び秘密保持義務を負っております。

対象者との基本合意書

当社は、対象者との間で、平成25年1月24日付で基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結しております。本基本合意書で、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社の要請に応じて、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権全てに係る放棄書の取得等、対象者の株主を当社と伊藤忠商事のみとするために必要な手続に最大限協力することとされております。また、対象者は、当社が本公開買付けにより株式を取得した後は、当社の事前の同意がない限り、通常の業務範囲を超える行為、対象者の重要事項の決定及び対象者の企業価値・経営状況に重大な影響を及ぼしうる行為を行わないことに合意しています。なお、当社は、対象者がA種優先株式の強制償還資金に充てるために行う27億円の銀行借入れについて、債務保証することを約しております。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者機関として株式会社クリア(以下「クリア」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年1月23日付でクリアより株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、クリアから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。クリアは、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。

上記の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価平均法： 212円から230円

類似会社比準法： 86円から309円

DCF法： 294円から366円

市場株価平均法では、平成25年1月23日を基準日として、株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。)における対象者普通株式の基準日終値(230円)、直近1ヶ月の終値の単純平均値223円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3ヶ月の終値の単純平均値212円及び直近6ヶ月の終値の単純平均値224円を基に、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を212円から230円までと算定しております。

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を86円から309円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の平成25年4月以降の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を294円から366円までと算定しております。

当社は、クリアから取得した株式価値算定書その他関連資料を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本公開買付け価格を普通株式1株当たり337円と決定いたしました。

本公開買付け価格337円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年1月23日のJASDAQの終値230円に対して46.52%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）のプレミアムを、平成25年1月23日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値223円に対して51.12%のプレミアムを、同日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値212円に対して58.96%のプレミアムを、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値224円に対して50.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付け価格337円は、本書提出日の前営業日である平成25年1月24日のJASDAQにおける終値231円に対して45.89%のプレミアムを加えた価格となります。

また、A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格になるよう、A種優先株式1株当たり7,255円といたしました。具体的には、当該A種優先株式には、普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されており、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日付で取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式21.53株を本公開買付けに応募した場合に普通株主が得られる金額が7,255円であることから、A種優先株式1株を応募した場合にA種優先株主が得られる金額がこれと同額になるように定めております。なお、当社は、本公開買付けにおけるA種優先株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

さらに、本新株予約権の買付け等の価格については、当該本新株予約権については、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高いことを鑑みると実際には行使されないと考えられることから、平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本新株予約権に係る買付け等の価格は1個当たり1円とすることにいたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の合理性を検討するにあたって、対象者、当社及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関であるみずほマネジメントアドバイザーズ株式会社（以下「MHMA」といいます。）を選任し、本公開買付け価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として、MHMAに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月23日付で株式評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、MHMAから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、MHMAは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

MHMAは、対象者の取締役から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）並びに対象者の業績に関する直近の状況等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件のもとで対象者の株式価値を算定したとのことです。MHMAが作成した株式評価報告書では、対象者が継続企業であるとの前提のもと、市場株価法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、MHMAは、DCF法について、対象者が発行するA種優先株式に普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されていることを考慮し、株式評価報告書提出日である平成25年1月23日付でA種優先株式の一部（669,000株）を対象者が強制償還により取得及び消却し、かつ、残りの94,000株についても同日付で普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって普通株式21.53株が発行されるとの前提で、当該普通株式の希薄化後における対象者普通株式の1株当たりの株式価値を算定しているとのことです。

MHMAにより上記各方式において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

（ ）市場株価法：212円から230円

（ ）DCF法：306円から344円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況や対象者の業績に関する直近の状況等を勘案のうえ、平成25年1月23日を算定基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の算定基準日の終値230円、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月及び6ヶ月における終値の単純平均値（1ヶ月：223円、3ヶ月：212円、6ヶ月：224円）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が212円から230円と算定されているとのことです。

DCF法では、対象者事業計画を検討のうえ、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年4月以降の対象者の将来予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が306円から344円と算定されているとのことです。

なお、対象者は、A種優先株式及び本新株予約権の買付け等の価格の合理性を検討するにあたって、第三者算定機関からの算定書は取得していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者、当社及び伊藤忠商事から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。対象者取締役会は、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同法律事務所からの法的助言を踏まえて、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本取引の是非及び条件について慎重に検討したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年1月23日付でMHMAから取得した株式評価報告書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえて、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、対象者が当社のグループ会社となり当社との堅固な協業体制を構築することで、今後の対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、対象者として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付け価格は対象者の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格となるよう設定されていることから、A種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、対象者の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が1個当たり1円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者取締役のうち、山本氏は当社との間でその所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を締結していることから、また、福井洋輔氏及び渡辺健一氏は当社との間で本株主間協定書を締結している伊藤忠商事と雇用関係を有していることから、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における審議に参加しておらず、また意見を述べていないとのことです。

また、上記取締役会には対象者監査役3名（いずれも社外監査役）が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。

公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者普通株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

（6）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場しておりますが、上記のとおり、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、非公開化手續移行基準を満たした場合は、上記「（3）公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者普通株式は、その後予定される手續によって上場廃止になります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。なお、非公開化手續移行基準を満たさない場合には、本非公開化手續を見合わせるため対象者普通株式のJASDAQ上場は維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成25年1月25日(金曜日)から平成25年3月8日(金曜日)まで(30営業日) |
| 公告日 | 平成25年1月25日(金曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

| | |
|--------------|---|
| 株券 | 普通株式1株につき金337円 A種優先株式1株につき金7,255円 |
| 新株予約権証券 | 新株予約権(イ)1個につき金1円 新株予約権(ロ)1個につき金1円 新株予約権(ハ)1個につき金1円 新株予約権(ニ)1個につき金1円 |
| 新株予約権付社債券 | - |
| 株券等信託受益証券() | - |
| 株券等預託証券() | - |
| 算定の基礎 | <p>普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者機関としてクリアに対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年1月23日付でクリアより株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、クリアから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。クリアは、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して重要な利害関係は有していません。</p> <p>上記の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法： 212円から230円 類似会社比準法： 86円から309円 DCF法： 294円から366円</p> <p>市場株価平均法では、平成25年1月23日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値(230円)、直近1ヶ月の終値の単純平均値223円、直近3ヶ月の終値の単純平均値212円及び直近6ヶ月の終値の単純平均値224円を基に、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を212円から230円までと算定しております。</p> <p>類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を86円から309円までと算定しております。</p> |

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の平成25年4月以降の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を294円から366円までと算定しております。

当社は、クリアから取得した株式価値算定書その他関連資料を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本公開買付価格を普通株式1株当たり337円と決定いたしました。

本公開買付価格337円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年1月23日のJASDAQの終値230円に対して46.52%のプレミアムを、平成25年1月23日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値223円に対して51.12%のプレミアムを、同日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値212円に対して58.96%のプレミアムを、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値224円に対して50.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格337円は、本書提出日の前営業日である平成25年1月24日のJASDAQにおける終値231円に対して45.89%のプレミアムを加えた価格となります。

A種優先株式

A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、A種優先株式1株当たり7,255円といたしました。具体的には、当該A種優先株式には、普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されておりますので、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日付で取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式21.53株を本公開買付けに応募した場合に普通株主が得られる金額が7,255円であることから、A種優先株式1株を応募した場合にA種優先株主が得られる金額がこれと同額になるように定めております。

なお、当社は、本公開買付けにおけるA種優先株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

本新株予約権

本新株予約権については、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高いことを鑑みると実際には行使されないと考えられることから、平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本新株予約権に係る買付け等の価格は1個当たり1円とすることにいたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

| | |
|--------------|---|
| <p>算定の経緯</p> | <p>当社及び対象者を取り巻く事業環境は劇的な変化を続けております。社会の高齢化に伴う医療保険財政負担を見直す流れの中で、医療機器の公定価格である特定保険医療材料の償還価格が隔年で引き下げが行われるなどの国民医療費抑制策がとられており、メーカーとしても経営の効率化が必要となっています。また、医療技術が急速に高度化・進歩している中、医療現場の要望に応える商品価値の高い新製品をスピーディーに開発・発売し続けなければ生き残りもままならない状況です。</p> <p>対象者は、平成20年9月に伊藤忠商事との間で資本・業務提携契約を締結するなど、伊藤忠商事の経営資源を活用した事業強化を進めてきましたが、当社としても現在開発中の循環器関連製品の販売展開をするにあたっては一定の事業基盤拡充が必要であると各種検討を行っていたこともあり、平成24年7月頃から対象者の事業への当社の参画について伊藤忠商事と協議した結果、本件の検討を開始するに至りました。当社としては同領域において強力なブランド力を有する対象者とともに、開発、製造及び販売における両社の経営資源を統合的かつ効果的に活用することによって、両社の事業展開におけるシナジーを発揮でき、国内の循環器関連製品における地位を盤石なものにできると確信しております。対象者において機動的な経営判断を行い、こういった事業展開を推進するためには、当社と伊藤忠商事の傘下で対象者を非公開化することが最善であると考え、本公開買付けの実施を決定し、平成25年1月24日の当社取締役会決議において、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>算定に際し意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者機関としてクリアに対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年1月23日付でクリアより株式価値算定書を取得いたしました。</p> <p>なお、当社は、クリアから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>上記の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法： 212円から230円 類似会社比準法： 86円から309円 DCF法： 294円から366円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、クリアから取得した株式価値算定書その他関連資料を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本公開買付価格を普通株式1株当たり337円と決定いたしました。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--|---|
| | <p>A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、A種優先株式1株当たり7,255円といたしました。具体的には、当該A種優先株式には、普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されておりますので、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日付で取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式21.53株を本公開買付けに応募した場合に普通株主が得られる金額が7,255円であることから、A種優先株式1株を応募した場合にA種優先株主が得られる金額がこれと同額になるように定めております。</p> <p>本新株予約権については、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高いことを鑑みると実際には行使されないと考えられることから、平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本新株予約権に係る買付け等の価格は1個当たり1円とすることにいたしました。</p> |
|--|---|

（3）【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------------|----------|----------|
| 9,644,746（株） | -（株） | -（株） |

（注1）買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象としております。

（注5）本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（9,644,746株）を記載しております。これは、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数（11,042,926株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（160,500株）及び本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事が所有する対象者普通株式（4,008,000株）を控除し、本書提出日現在対象者が発行するA種優先株式（763,000株）のうち対象者により強制償還される669,000株を控除した94,000株の普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数（2,023,820株）及び対象者が平成24年6月29日に提出した第37期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（7,465個）の目的となる普通株式総数（746,500株）を加算した株式数（9,644,746株）です。なお、公開買付者は、対象者より、平成24年9月30日時点において、その本新株予約権の数及びその目的となる普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております（下記「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」（注2）及び（注3）においても同じです。）

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|---|---------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 96,447 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | 27,703 |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | - |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月25日現在)(個)(d) | - |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | - |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | - |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月25日現在)(個)(g) | 40,080 |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | - |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | - |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j) | 108,806 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 70.64 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%) | 100.00 |

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,644,746株)に係る議決権の数です。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、本書提出日現在対象者が発行するA種優先株式(763,000株)のうち対象者により強制償還される669,000株を控除した94,000株の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)に係る議決権の数(20,238個)及び対象者が平成24年6月29日に提出した第37期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(7,465個)の目的となる普通株式総数(746,500株)に係る議決権の数(7,465個)の合計を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式、A種優先株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(1,826株)に係る議決権の数(18個)、本書提出日現在対象者が発行するA種優先株式(763,000株)のうち対象者により強制償還される669,000株を控除した94,000株の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)に係る議決権の数(20,238個)及び対象者が平成24年6月29日に提出した第37期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(7,465個)の目的となる普通株式総数(746,500株)に係る議決権の数(7,465個)を加えた136,527個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画を予め届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

当社は、本件株式取得に関して、平成25年1月21日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成25年2月20日をもって取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

（3）【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

（1）【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

応募株券等が普通株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等がA種優先株式の場合の応募に際しては、A種優先株式には譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、請求により対象者が発行する「株主名簿記載事項証明書」及び「株主名簿名義書換請求書」をご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が新株予約権の場合の応募に際しては、新株予約権証券をご提出いただく必要があります。また、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である日本証券代行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続きが完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
（その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

| | |
|---------------|---------------|
| 買付代金（円）（a） | 3,250,279,402 |
| 金銭以外の対価の種類 | - |
| 金銭以外の対価の総額 | - |
| 買付手数料（b） | 50,000,000 |
| その他（c） | 4,000,000 |
| 合計（a）+（b）+（c） | 3,304,279,402 |

（注1）「買付代金（円）（a）」欄は、買付予定数（9,644,746株）に、1株当たりの本公開買付価格（337円）を乗じた金額です。

（注2）「買付手数料（b）」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

（注3）「その他（c）」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせの掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

（注4）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（注5）その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】
【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 通知預金 | 5,350,000 |
| 計(a) | 5,350,000 |

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計 | | | | - |

ロ【金融機関以外】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 計 | | | | - |

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計(b) | | | | - |

ロ【金融機関以外】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 計(c) | | | | - |

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|------|--------|
| - | - |
| 計(d) | - |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,350,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月15日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

また、A種優先株式及び新株予約権については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」又は に記載した書類若しくは新株予約権証券を応募株主等(外国の居住者であるA種優先株式の株主又は新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間満了の前日までに、前記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (千株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|--------|---------|----------------|----------------------------------|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計 | - | - | - |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|----|----|----|------|----|---------------|
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | | | | | - |

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月14日 関東財務局長に提出

なお、当社は、事業年度 第60期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)に係る第3四半期報告書を平成25年2月14日に関東財務局長へ提出する予定です。

八【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

ニプロ株式会社

(大阪市北区本庄西三丁目9番3号)

ニプロ株式会社 医薬包装材料部

(東京都文京区本郷四丁目3番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年1月25日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 40,080(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 40,080 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 40,080 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成25年1月25日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 40,080(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 40,080 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 40,080 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
【特別関係者】

(平成25年1月25日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 伊藤忠商事株式会社 |
| 住所又は所在地 | 大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号 |
| 職業又は事業の内容 | 総合商社 |
| 連絡先 | 連絡者 伊藤忠商事株式会社 連絡場所 大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号 電話番号 大阪(06)7638-2121 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で、共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者 |

【所有株券等の数】
伊藤忠商事株式会社

(平成25年1月25日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 40,080 (個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券 () | - | - | - |
| 株券等預託証券 () | - | - | - |
| 合計 | 40,080 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 40,080 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、本公開買付け実施に当たり平成25年1月24日付で、伊藤忠商事との間で、対象者の運営及び株式の保有に関して、本株主間協定書を締結しております。本株主間協定書において伊藤忠商事は、当社の書面による合意なく、その所有する対象者株式を当社以外の第三者に譲渡、担保設定その他の処分をしないこと、本非公開化手続が完了するまでの間、()本非公開化手続の実現に重大な支障を及ぼし得る又は対象者の株式の価値に重大な悪影響を及ぼし得る対象者株式の議決権を行使しないこと、()対象者株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権を行使しないことに合意しております。また、本公開買付けが成立した場合、その直後に開催される対象者の株主総会終結時において対象者の取締役は5名とすること、並びに伊藤忠商事が対象者の非常勤取締役1名、当社が対象者の残りの取締役及び全ての監査役をそれぞれ指名できることとされております。なお、伊藤忠商事は、本非公開化手続が完了した後、対象者の議決権保有割合につき33%以上を維持しますが、平成26年4月1日以降、その保有する対象者株式の全てを本公開買付価格と同額(全部取得条項付種類株式の取得に伴い異なる種類株式が交付された場合には、その際の交付の比率及びその後に行われる株式分割・株式併合等を踏まえて適切に調整を行う)(但し、その時点での当該対象者株式の公正価格がかかる金額を上回った場合には公正価格)で当社に売却できるとされています。なお、両社は、平成20年9月に対象者と伊藤忠商事が締結した資本・業務提携契約について対象者の同意を条件に終了させることに合意しています。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者取締役会は、平成25年1月23日付でMHMAから取得した株式評価報告書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえて、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、対象者が当社のグループ会社となり当社との堅固な協業体制を構築することで、今後の対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、対象者として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付価格は対象者の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格となるよう設定されていることから、A種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、対象者の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権(イ)2,169円、新株予約権(ロ)2,410円、新株予約権(ハ)2,490円、新株予約権(ニ)2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が1個当たり1円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者取締役のうち、山本氏は当社との間でその所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を締結していることから、また、福井洋輔氏及び渡辺健一氏は当社との間で本株主間協定書を締結している伊藤忠商事と雇用関係を有していることから、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における審議に参加しておらず、また意見を述べていないとのことです。

また、上記取締役会には対象者監査役3名(いずれも社外監査役)が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 対象者との基本合意書

当社は、対象者との間で、平成25年1月24日付で本基本合意書を締結しております。本基本合意書で、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社の要請に応じて、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権全てに係る放棄書の取得等、対象者の株主を当社と伊藤忠商事のみとするために必要な手續に最大限協力することとされております。また、対象者は、当社が本公開買付けにより株式を取得した後は、当社の事前の同意がない限り、通常の業務範囲を超える行為、対象者の重要事項の決定及び対象者の企業価値・経営状況に重大な影響を及ぼしうる行為を行わないことに合意しています。なお、当社は、対象者がA種優先株式の強制償還資金に充てるために行う27億円の銀行借入れについて、債務保証することを約しております。

(3) 山本氏との間の山本氏応募契約

当社は、対象者取締役であり第二位株主である山本氏（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）との間で、山本氏が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を平成25年1月24日付で締結しております。当該契約において、山本氏は、当社の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の対象者の株主である場合には、同日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について当社の意向に従う旨を合意しています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | - | - | - |
|--------------|---|---|---|
| 売上高 | - | - | - |
| 売上原価 | - | - | - |
| 販売費及び一般管理費 | - | - | - |
| 営業外収益 | - | - | - |
| 営業外費用 | - | - | - |
| 当期純利益（当期純損失） | - | - | - |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | - | - | - |
|------------|---|---|---|
| 1株当たり当期純損益 | - | - | - |
| 1株当たり配当額 | - | - | - |
| 1株当たり純資産額 | - | - | - |

2【株価の状況】

| 金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名 | 株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード） | | | | | | |
|------------------------|---------------------------------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|
| 月別 | 平成24年7月 | 平成24年8月 | 平成24年9月 | 平成24年10月 | 平成24年11月 | 平成24年12月 | 平成25年1月 |
| 最高株価（円） | 303 | 271 | 250 | 230 | 229 | 235 | 253 |
| 最低株価（円） | 252 | 240 | 220 | 195 | 195 | 199 | 203 |

（注）平成25年1月については、平成25年1月24日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数 株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|---|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有株式数（単位） | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有株式数の割合（%） | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】
【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数 (株) | 発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
|--------|---------|--------------|-------------------------------------|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計 | - | - | - |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数 (株) | 発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%) |
|----|----|----|--------------|---------------------------------|
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - |

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年9月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第37期(自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出

(注) 対象者は平成23年9月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、連結決算日を毎年6月30日から3月31日に変更しております。当該変更に伴い、第37期は平成23年7月1日から平成24年3月31日までの9ヶ月間となっております。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日 関東財務局長に提出

なお、対象者によれば、対象者は、事業年度 第38期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)に係る第3四半期報告書を平成25年2月13日に関東財務局長に提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

- 株式会社グッドマン
 (愛知県名古屋市名東区藤が丘108番地)
 株式会社グッドマン 東京支店
 (東京都豊島区東池袋三丁目9番10号)
 株式会社グッドマン 大阪支店
 (大阪府吹田市南金田二丁目27番26号)
 株式会社大阪証券取引所
 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5 【その他】

(1) A種優先株式の取得及び消却

対象者は、平成25年1月24日付で「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、対象者が発行するA種優先株式(763,000株)の一部(669,000株)を平成25年2月8日を効力発生日として取得及び消却する旨の決議をしたとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(2) 特別損失の発生並びに平成25年3月期通期(連結)の業績予想の修正に関するお知らせ

対象者は、平成25年1月24日付で「特別損失の発生並びに平成25年3月期通期(連結)の業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく「通期業績予想の修正(平成24年4月1日~平成25年3月31日)」は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(単位:百万円)

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり 当期純利益 |
|----------|--------|-------|------|-------|----------------|
| 前回予想(A) | 11,500 | 500 | 70 | 40 | 6.84 |
| 今回予想値(B) | 10,600 | 200 | 150 | 800 | 82.56 |
| 増減額(B-A) | 900 | 300 | 220 | 840 | 75.72 |
| 増減率 | 7.8% | 60.0% | - | - | - |

(3) 配当予想の修正

対象者は平成25年1月24日付で「平成25年3月期(第38期)配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の配当を行わないことを決議したとのことです。